

資 料 提 供
平成 30 年 1 月 25 日
産 業 政 策 課
担 当 : 道 中、寺 西
TEL : 076-225-1512
内 線 : 4418、4419

「小松うどん」の地域団体商標登録に係る知事表敬について

1. 日 時

平成30年1月26日(金) 16:30~17:00

2. 場 所

知事室

3. 訪問者

NPO法人小松うどんつるつる創研 理事長 ^{いした}石田 ^{ひろえ}弘榮氏 (株)中石食品工業 常務)

〃

副理事長 ^{くわな}桑名 ^{けんすけ}謙輔氏 (小松お多福) ほか

(同行者) 県議会議員 福村 章氏、下沢 佳充氏、中村 勲氏

4. 目 的

「小松うどん」地域団体商標登録報告のため、知事を表敬訪問するもの。
(NPO法人としては全国3例目、北陸では初の登録事例)

<参考>

(1) 小松うどん

江戸時代、加賀藩に納められ、加賀藩御用達品として、
軍、大名家に贈られたほか、俳聖 松尾芭蕉も食したと
される小松の名物。



(2) 小松うどんつるつる創研

小松うどんの地域ブランド化をすすめるため、平成22年
に設立。小松うどん定義“八か条”を定め小松うどんの味を
守りながら、イベント出店などによるプロモーションを行う。
現在72店舗が加盟。

(※地域団体商標制度)

平成18年4月に導入された地域ブランドを適切に保護し、信用力の維持による競争力の強化と
地域経済の活性化を支援することを目的とした制度であり、小松うどんのさらなるブランド化や全
国展開を目指し、地域団体商標へ出願。

地域団体商標を出願できる団体は、従来、事業協同組合等の特別の法律により設立された組合及
びそれに相当する外国の法人に限定されていたが、平成26年8月からは、商工会、商工会議所、
NPO法人も出願可能となった。